

所管部課	教育部 生涯学習課	部長	小俣 学		
件 名	東大和市立郷土博物館条例施行規則の一部を改正する規則について				
	区分		1 審議事項	○	2 報告事項
関係事項	条例規則	・東大和市立郷土博物館条例			
	部課機関				
1. 要 旨					
<p>インボイス制度の施行及び博物館法の改正による東大和市立郷土博物館条例の一部改正に伴い、東大和市立郷土博物館条例施行規則の一部を改正したことから報告するものである。</p> <p>(1) 主な改正内容</p> <p>ア 第2条第2項中「については」の次に「、観覧料を納付した者からの請求があった場合を除き」を加える。</p> <p>イ 第8条第1項第1号中「その他これに相当する」を「及び指定」に改める。</p> <p>(2) 施行日</p> <p>アについては令和5年10月1日、イについては公布の日とする。</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>規則改正により、適切に事務処理を行うことができる。</p>					
2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)					
令和5年9月22日 令和5年第9回東大和市教育委員会定例会で教育委員会案を承認					
3. 留意事項 (問題点等)					
特になし。					
4. 主管部処理案 (検討結果等)					
庁議報告後、速やかに事務を進めたい。					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。